守谷市こどもまんなか条例（案）

目次

前文
第１章　総則(第１条―第３条)
第２章　地域社会等の役割(第４条―第９条)
第３章　こども・子育てを支える環境づくり(第１０条―第１２条)
第４章　こども・子育てを支える施策の推進(第１３条・第１４条)
附則

（こどもの思い）

「わたしたちは性別や年れいで比べられず、自分らしさを生かせるこどもです。」

・わたしたちは、男の子、女の子に関係なく、自分の髪のかたちやしぐさ、服を自分で選びたいです。
・こどもたちが同じように大事にされ、困ったときはちゃんと助けてほしいです。
・家族の中で比べないでほしいです。みんなが自分のものやスペースを大切にできるようにしてほしいです。
・年れいに関係なく、自分らしさを生かしながら気軽に遊んだり学んだりできるとよいです。

「わたしたちは、安全に守られながらのびのびとそん重されて成長していきたいです。」

・わたしたちが自分らしくのびのび成長できるよう、生活の支援や見守りをお願いします。
・おとなに大きな声で怒られたりたたかれたりすると、こわくて安心できず、つらい気持ちになります。
・先生も親も、勉強はこどもにあわせてわかりやすく教えてほしいです。勉強する時間も大切だけど、十分休む時間も作ってほしいです。
・給食はこどもが好きなものやおいしいものをたくさん出してほしいです。

「わたしたちはこどもだからと決めつけられず、好きなことを楽しく自由にできる環境がほしいです。」

・わたしたちががんばってやっていることや、これからやろうとしていることを、そっと見守ってほしいです。

「こどものやりたい気持ちをざつにあつかわず、私たちの意見もしっかり受け入れてほしいです。」

・みんなが参加できる場所やチャンスをもっと増やしてほしいです。
・自分の意見をちゃんときいてもらいたいし、大事にしてほしいです。
・大事なことをみんなで決められるようになりたいです。

（おとなへのメッセージ）

「こどもからおとなへのお願いです。」

・こどもはのびのび生きたいので、おとなは個人差を理解してほしいです。
・こどもは、しょう来が不安だから、おとなは今からちゃんと安心できる環境を作ってほしいです。
・こどもは、たくさんの人と関わりたいと思っています。おとなは、学校（育ち学ぶ施設等）やイベントでたくさんの人と関われる場をつくってほしいです。
・こどもはがんばりを認めてほめてもらいたいです。おとなはこどもの話をよくきいて、その努力を受け止めてほしいです。
・こどもは自分のことを自分で決めたいのです。おとなにはその意思をそん重してほしいです。
・こどもが新しいことに挑戦したいと思った時にひていから入らず話をきいてほしいです。そしておとなはそれについて手助けしてほしいです。
・こどもは、一人の人間として接してほしいと思っています。おとなは、こどもが知る機会を増やして意見を表明できる環境を作ってほしいです。

（市やおとなの決意）

守谷市は、「こどもが心豊かにのびのび育ち、親が安心して子育てができるまち・守谷」を基本理念とし、「子育て王国もりや」をめざして、こどもたちの成長を見守ってきました。

このたび、こどもたちから届けられた「こどもの思い」と「おとなへのメッセージ」をしっかりと心に受け止め、こどもが自ら考え、未来を切り拓く力を育むとともに、こどもたちの健やかな未来と、誰もが安心して子育てができるまちを実現するため、私たちおとなは、以下のとおりここに誓います。

・こどもが自ら有する権利を正しく理解できる場を設け、一人の人間として尊重します。
・こどもの話を最後まできき、日々のコミュニケーションを大切にしながら、お互いの気持ちを思いやる心を育てます。
・こどもの視点を尊重し、自分なりの方法で考えや意見を表明できる体制を整えます。
・こどもの主体性を支え、その意見をききながら安心・安全な居場所を共につくります。
・こどもの声を、未来のより良いまちづくりに反映します。
・こどもたちが笑顔で健やかに成長できるよう、意見の違いが生じたときも対話を通じて解決する力を育みながら、家庭だけでなく、地域全体でこどもと子育てを温かく支えます。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、児童の権利に関する条約（平成６年条約第２号）及びこ

ども基本法（令和４年法律第７７号）に基づき、こどもの安心・安全な居場所をつくり、こどもが生き生きと育つことができるまちづくりの実現を目指すことを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）こども　市内に居住し、通勤し、通学し、若しくは通所し、又は市内で活動する１８歳未満の者その他心身の発達の過程にある者をいう。

（２）おとな　前号に規定するこども以外の者をいう。

（３）保護者　こどもの親権を行う者若しくは未成年後見人又はこどもを養育する者をいう。

（４）事業者　市内に事務所若しくは事業所を有する者、又は市内で事業若しくは活動を行う個人、法人若しくは団体をいう。

（５）育ち学ぶ施設等　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に規定する学校その他こどもが育ち、学び、活動するために利用する施設を運営する者、又は市内でこどもが育ち、学ぶための活動を行う個人、法人若しくは団体をいう。

（基本理念）

第３条　こどもの権利の保障は、次に掲げる事項を基本理念として推進するものとする。

（１）日本国憲法、児童の権利に関する条約及びこども基本法の理念に基づき、こどもを権利の主体として尊重すること。

（２）こどもに関わることを決めるときは、こどもの年齢、成長及び発達に応じて、こどもの意見を尊重し、こどもの最善の利益を第一に考えること。

（３）社会を担っていく存在であるこどもが、社会の一員として意見表明し、社会参加することができるよう環境を整備すること。

（４）市、保護者、育ち学ぶ施設等、市民及び事業者が、それぞれ相互に連携し、及び協力することにより、こどもが生き生きと育つことができるまちづくりに取り組むこと。

第２章　地域社会等の役割

（市の役割）

第４条　市は、こども・子育て支援に関し、次に掲げる事項に努めるものとする。

（１）こどもの意見に耳を傾けることで、こどもが社会参加する機会を設けるとともに、その意見を施策に反映させること。

（２）こどもが安心して過ごせる居場所や遊び場の確保、余暇や休息の確保及び多様な学びや体験の機会を充実させること。

（３）保護者、市民、育ち学ぶ施設等及び事業者がこどもの権利を理解し、それぞれの役割を果たすことができるよう、啓発活動、必要な支援及び調整を行うこと。
（４）こどもとおとなが互いに意見を伝え合い、理解を深められる環境づくりを推進すること。

（おとなの役割）

第５条　おとなは、次に掲げる事項に努めるものとする。
（１）地域のこどもに関心をもち、積極的に交流し、地域との関わりの中でこどもが健やかに育つ環境づくりを行うこと。
（２）こどもの成長を支援する取組に協力するとともに、こどもの意見を尊重し、安心して過ごせる居場所づくりを行うこと。
（３）こどもが自己の権利を主張するだけでなく、他者の権利や主張にも目を向け、お互いを尊重し合えるよう導くとともに、社会の一員としての責任や協調性を育ませること。

（こどもができること）

第６条　こどもは、自分もまわりの人も大切にし、自分で考え、決める力を少しずつ育みながら、社会の中で周囲と比較されることなく、一人の個人として尊重されて自分らしく成長できるよう、次のことに取り組むものとする。
（１）まわりの人の気持ちを考えて助け合うこと。
（２）好きなことだけではなく嫌いなことにも取り組むこと。
（３）将来のことを考えながら、自分にできることを考えて行動すること。

（保護者の役割）

第７条　保護者は、次に掲げる事項に努めるものとする。
（１）こどもの権利について理解し、家庭がこどもの心身の成長及び人格形成の基礎を支える重要な役割を果たすことを認識し、こどもが心身ともに安らぎ自分らしく過ごせる家庭づくりを行うこと。
（２）こどもが社会生活を営む上での基礎的な生活習慣を身に付けることができるよう、その思いや歩みに寄り添い、コミュニケーションを大切にしながら、年齢や成長に応じて愛情をもって育てること。
（３）こどもが自身の意見を大切にしつつ他者の意見に耳を傾け、対話を通じて答えを導き出す力を養うこと。

（事業者の役割）

第８条　事業者は、次に掲げる事項に努めるものとする。
（１）職場で働く保護者が仕事と子育てを無理なく両立できるよう、それぞれの職場の実情に応じた就労環境の整備を行うこと。
（２）自らの特性を活かしたこどもの成長を支援する取組に協力するなど、地域社会の一員としてこども・子育てを応援すること。

（育ち学ぶ施設等の役割）

第９条　育ち学ぶ施設等は、次に掲げる事項に努めるものとする。
（１）それぞれの役割に応じて、こどもが周囲と比較されることなく、一人の個人として尊重されて自分らしく成長できるよう、のびのびと過ごせる環境を整えること。
（２）集団生活や様々な活動を通じて、こどもが自分と相手の権利を大切にすることを学び、お互いの意見や立場の違いを認め合い、対話を通じて主体的に課題を解決する力を身に付けさせ、こどもが生きる力を育むこと。
（３）こども・子育てに関する施策に協力し、こどもが社会を構成する一員であることを認識し、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見及び提案を実現するために必要な環境の整備を行うこと。
（４）こどもが主体的に考え、自ら課題を解決できる能力を身に付けることができるよう、必要な支援を行うこと。
（５）こどもと社会をつなぐ温かな拠点として、家庭や地域の人々と協力し、こどもが多様な体験や多くの人と関わることができる機会を広げること。

第３章　こども・子育てを支える環境づくり

（保護者や子育て家庭への切れ目のない支援）
第１０条　市は、保護者や子育て家庭への支援に関し、次に掲げる事項を行うものとする。
（１）市民、事業者、育ち学ぶ施設等、国、県その他関係機関と連携・協働し、保護者が安心して子育てをすることができるようニーズに応じた幅広い支援を行うこと。
（２）子育てに関して困難を抱えている保護者や家庭の把握に努めるとともに、それぞれの家庭の状況に応じた支援を行うこと。
（３）働く保護者が子育てと仕事の両立ができるよう、保育サービス等の充実を図るとともに、事業者に対して子育てとの調和のとれた働き方等の啓発を行うこと。
（４）誰もが安心して暮らせるまちの実現を目指し、市民が安心してこどもを生み育て、こどもが健やかに育つことができるよう、妊娠、出産及びその後の子育てにおける様々な段階や状況に応じて組織間の連携を図り、こどもの成長に伴い必要な支援がとぎれることのないよう、必要な施策を一体的かつ継続的に実施すること。
（支援を必要とするこどもへの支援）
第１１条　市は、支援を必要とするこどもに対し、次に掲げる事項を行うものとする。
（１）障がい、不登校、経済的困難その他の理由により支援を必要とするこどもに対し、その状況及び置かれた環境に応じた支援を行うこと。
（２）虐待、いじめ等の防止、早期発見及び迅速な対応に必要な支援を行うこ

と。

（相談体制の整備）

第１２条　市は、相談体制の整備に関し、次に掲げる事項を行うものとする。

（１）こどもが日常生活における悩みや困りごとを安心して相談し、救済を求めることができる体制を整備すること。

（２）前号の体制について、こどもが利用しやすい方法により広く周知すること。

（３）育ち学ぶ施設等その他の関係機関と連携し、こどもの相談に対して適切な措置を講ずること。

第４章　こども・子育てを支える施策の推進

（推進体制の整備）

第１３条　市は、こども・子育てに関する施策を推進するため、次に掲げる事項に努めるものとする。

（１）こどもがその年齢及び発達の程度に応じて意見を表明する機会を確保し、その意見を施策に反映させるために必要な体制の整備すること。

（２）こどもに関する施策を総合的かつ計画的に推進すること。

（３）この条例の目的を達成するために必要な施策を講ずること。

（４）前３号に掲げる施策の実施状況について、必要に応じて確認を行い、その充実を図ること。

（広報及び啓発）

第１４条　市は、こども・子育て支援及び子どもの権利に関する広報及び啓発について、次に掲げる事項を行うものとする。

（１）こども・子育て支援について、保護者、市民、事業者及び育ち学ぶ施設等の関心や理解を深めるための普及啓発を行うこと。

（２）こどもが、自分たちの権利について理解を深め、自分の意見を表明することができるよう、こどもの視点に立った分かりやすい情報発信に努めること。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。